九　［略］
十　［略］
十一　［略］
十二　［略］
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　［略］
十六　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］

［号を削る。］

十七　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
十八　［略］
十九　［略］
二十　再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
二十一　［略］
二十二　［略］
二十三　廃止措置の管理に関すること。
二十四　［略］
［3・4　略］

［条を削る。］

［条を削る。］

十一　［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十六　再処理施設の施設定期自主検査に関すること。
十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十八　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十九　［同上］
二十　非常の場合に採るべき処置に関すること。
二十一　廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関すること。
二十二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
二十三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
［号を加える。］
二十四　［同上］
二十五　［同上］
［号を加える。］
二十六　［同上］
二十七　［同上］
二十八　廃止措置の管理（保守管理（再処理施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。）を含む。）に関すること。
二十九　［同上］
［3・4　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第十七条の二　法第五十条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第五十条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
三　従業者その他関係者に対する質問
四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

第十七条の三　削除